

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【公表番号】特表2016-540782(P2016-540782A)

【公表日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-070

【出願番号】特願2016-537555(P2016-537555)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/46	(2006.01)
A 6 1 K	8/44	(2006.01)
A 6 1 K	8/64	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 K	8/60	(2006.01)
A 6 1 K	8/55	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/36	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/41	(2006.01)
A 6 1 K	8/33	(2006.01)
A 6 1 K	8/89	(2006.01)
A 6 1 Q	9/00	(2006.01)
A 6 1 Q	5/04	(2006.01)
A 6 1 Q	9/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/46
A 6 1 K	8/44
A 6 1 K	8/64
A 6 1 K	8/49
A 6 1 K	8/60
A 6 1 K	8/55
A 6 1 K	8/34
A 6 1 K	8/36
A 6 1 K	8/37
A 6 1 K	8/41
A 6 1 K	8/33
A 6 1 K	8/89
A 6 1 Q	9/00
A 6 1 Q	5/04
A 6 1 Q	9/04

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年9月2日(2019.9.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- 組成物の総質量に対して、1.0質量%～50.0質量%の範囲の割合で存在している、1種又は複数の硫黄系還元剤、

- 1種又は複数のリン系界面活性剤、

- リン系界面活性剤以外の、1種又は複数の非イオン性界面活性剤、及び

- 組成物の総質量に対して、少なくとも5.0質量%の非液状脂肪物質を含む、ケラチン繊維を染色しないための、組成物であって、

前記非液状脂肪物質は、固体化合物、又は25℃の温度及び1s<sup>-1</sup>のせん断速度において、2Pa.s超の粘度を有する化合物であり、

前記非イオン性界面活性剤が、前記非液状脂肪物質とは異なり、

1種又は複数の液状脂肪物質を含むことを特徴とする、

組成物。

【請求項2】

硫黄系還元剤が、チオール系還元剤及び非チオール系還元剤から選択されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

硫黄系還元剤が、チオグリコール酸、チオ乳酸、システイン、システアミン、ホモシステイン、グルタチオン、チオグリセロール、チオリンゴ酸、2-メルカプトプロピオン酸、3-メルカプトプロピオン酸、チオジグリコール、2-メルカプトエタノール、ジチオトレイトール、チオキサンチン、チオサリチル酸、チオプロピオン酸、リボ酸及びN-アセチルシステイン、並びにそれらの塩から選択されることを特徴とする、請求項1又は2に記載の組成物。

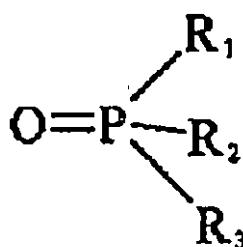
【請求項4】

硫黄系還元剤が、組成物の総質量に対して、1.0質量%～20.0質量%の範囲の割合で存在していることを特徴とする、請求項1から3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

リン系界面活性剤が、以下の式：

【化1】



[式中、

同一又は異なっていてもよい、R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>及びR<sub>3</sub>は、

- -OM基(Mは、水素原子、又はNa、Li若しくはK等のアルカリ金属を表す)、

- -OR<sub>4</sub>基(R<sub>4</sub>は、直鎖状若しくは分岐状C<sub>1</sub>～C<sub>40</sub>アルキル基、直鎖状若しくは分岐状C<sub>2</sub>～C<sub>40</sub>アルケニル基、C<sub>3</sub>～C<sub>40</sub>環式アルキル基、C<sub>3</sub>～C<sub>40</sub>環式アルケニル基、C<sub>5</sub>～C<sub>40</sub>芳香族基又はC<sub>6</sub>～C<sub>40</sub>アラルキル基を表す)、及び

- オキシアルキレン基である-(OCH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>)<sub>n</sub>(OCH<sub>2</sub>CH(CH<sub>3</sub>))<sub>m</sub>OR<sub>4</sub>(R<sub>4</sub>は、先に定義されている通りであり、nは、1～50の範囲の整数を表し、mは、0～50の範囲の整数を表す)

から選択される基を表し、

但し、R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>及びR<sub>3</sub>の中から少なくとも1つが-OM基であり、R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>及びR<sub>3</sub>の中から少なくとも1つが、-OR<sub>4</sub>基又は-(OCH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>)<sub>n</sub>(OCH<sub>2</sub>CH(CH<sub>3</sub>))<sub>m</sub>OR<sub>4</sub>である]

を有することを特徴とする、請求項1から4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

リン系界面活性剤が、12～20個の炭素原子を含有し、エチレンオキシド及びプロピレンオキシドから選択されるアルキレンオキシドを1～50mol有する、アルコキシ化脂肪アルコールホスフェート、及び12～22個の炭素原子を含有する非アルコキシ化アルコールジアルキルホスフェート、並びにそれらの混合物から選択される、請求項1から5のいずれか一項に記載の組成物。

#### 【請求項7】

リン系界面活性剤が、組成物の総質量に対して、0.01質量%～20.0質量%の割合で存在していることを特徴とする、請求項1から6のいずれか一項に記載の組成物。

#### 【請求項8】

非液状脂肪物質が、非液状である、脂肪アルコール、脂肪酸及び/又は脂肪アルコールエステル、非シリコーンワックス、脂肪アミン、脂肪エーテル及びシリコーン、並びにそれらの混合物から選択されることを特徴とする、請求項1から7のいずれか一項に記載の組成物。

#### 【請求項9】

1種又は複数の非液状脂肪物質を、組成物の総質量に対して、5.0質量%～60質量%の範囲の含有量で含むことを特徴とする、請求項1から8のいずれか一項に記載の組成物。

#### 【請求項10】

液状脂肪物質が、炭化水素から選択される、請求項9に記載の組成物。

#### 【請求項11】

硫黄系還元剤の量／リン系界面活性剤の量の間の質量比が、0.5以上であることを特徴とする、請求項1から10のいずれか一項に記載の組成物。

#### 【請求項12】

リン系界面活性剤以外の非イオン性界面活性剤が、

- ・1～100molのエチレンオキシド及び/又はプロピレンオキシドを含む、オキシエチレン化及び/又はオキシプロピレン化C<sub>8</sub>～C<sub>30</sub>アルコール、
- ・1～100molのエチレンオキシドを含む、飽和又は不飽和オキシエチレン化植物油、
- ・オキシアルキレン化(0～10のOE)されている、または、オキシアルキレン化(0～10の0E)されておらず、1～15個のグルコース単位を含む、(C<sub>8</sub>～C<sub>30</sub>)アルキル(ポリ)グリコシド、
- ・1～30molのグリセロールを含む、モノグリセロレート化又はポリグリセロレート化C<sub>8</sub>～C<sub>40</sub>アルコール、
- ・飽和又は不飽和の、直鎖状又は分岐状のオキシアルキレン化C<sub>8</sub>～C<sub>30</sub>脂肪酸アミド、それらの混合物から選択されることを特徴とする、請求項1から11のいずれか一項に記載の組成物。

#### 【請求項13】

リン系界面活性剤以外の非イオン性界面活性剤が、組成物の総質量に対して、0.01質量%～30.0質量%の範囲の割合で存在していることを特徴とする、請求項1から12のいずれか一項に記載の組成物。

#### 【請求項14】

少なくとも1種の陽イオン性ポリマーを含むことを特徴とする、請求項1から13のいずれか一項に記載の組成物。

#### 【請求項15】

ケラチン繊維を恒久的に再整形する方法であって、以下の工程：

- (i)請求項1から14のいずれか一項に記載の組成物を、前記繊維に施用し、整形するのに十分な時間、繊維に残留させる工程、及び
- (ii)酸化性組成物を、形状を定着させるのに十分な時間、前記繊維に施用する、または、施用しない工程、  
を行うことにある、方法。

#### 【請求項16】

毛髪を恒久的に再整形させるための、請求項1から14のいずれか一項に記載の組成物の

使用。

【請求項 1 7】

除毛するための、請求項1から14のいずれか一項に記載の組成物の使用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 2 3 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 2 3 6】

【表1】

INCI名	A (本発明)	B (本発明)	C (本発明)	D (本発明)	E (比較例)
炭酸水素アンモニウム	-	-	2.15	-	
ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
アミノメチルプロパノール	-	-	-	1	-
NH <sub>3</sub> として表現されるアンモニア水	0.72	0.72	-	-	0.72
ジチオジグリコール酸ジアンモニウム	3.6	3.6	2.4	-	3.6
エタノールアミン	1.5	1.5	2.5	2.3	1.5
チオグリコール酸アンモニウム	11.78	11.78	8.16	-	11.78
システイン	-	-	-	4	-
鉱物油	3	3	3	3	-
セテアリルアルコール	7	7	7	7	8
香料	-	0.6	0.6	-	-
塩化ポリジメチルジアリルアンモニウム	-	1	1	1	-
PPG-5-Ceteth-20	3	3	3	3	-
セテアリルアルコール、リン酸ジセチル及びオキシエチレン化リン酸セチル(10OE)(75/14/11)からなる混合物(Croda社からのCrodafos CES-PA)	5	5	5	5	
ポリ[(ジメチルイミノ)-1,3-プロパンジイール(ジメチルイミノ)-1,6-ヘキサンジイルジクロリド]	-	0.6	-	-	-
Ceteth-2	-	-	-	-	3
塩化ベヘントリモニウム	-	-	-	-	3.22
塩化セトリモニウム					1
パルミチン酸セチル	-	-	-	-	2
水	100 になる量				